

重要文化財 遺愛学院(旧遺愛女学校)本館保存修理工事 補修・組立工事
質疑応答書

N0.	図面番号	質疑事項	回 答
1	特記仕様書(7) 塗装工事 A76～A110 A111～A137	既存の塗膜剥離をする上で、既存と塗替えて塗料が異なる場合手作業のみでのケレンは困難と考えられます。既存の仕上げ表をご指示願います。	内外部とも既存と同種塗料で塗替える。
2	S-014～016	耐震補強金物についてベースプレートやターンバックルが土台の中に納まる図示となっておりますが、その際土台を含めた軸組を部分的に切断する施工となりますがよろしいでしょうか。	金物取付のための最小限の切削は可とする。但し実施にあたっては、詳細な施工図を作成のうえ承認を得て実施すること。
3	代価表18、S-002・003	代価表18より、接合金物ろ～ほ34個、へ～ぬ金物62個とありますが、S-002・003の図面上ですと、ろ～ほ46個、へ～ぬ53個と相違があります。どちらを正とするとよろしいでしょうか。	図面を正とする。
4	代価表18、S-016	へ～ぬ柱脚詳細図にて、アンカーボルトの記載が1-M16と2-M16とあります。代価表18にて金物62個、アンカーボルト62組とありますが、アンカーボルトは1-M16の62本でよろしいでしょうか。	よろしい。
5	A-24	床下防湿コンクリートに縁切りとして防蟻シート敷設となっておりますが、既存煉瓦基礎と補強地中梁との縁切りとしてのシートは必要でしょうか。仕様も含めてご指示願います。	文化財保護の観点から、将来の可逆性を考慮して既存煉瓦基礎にコンクリートが付着しないよう、ナイロンシート等で接触面を養生すること。
6	内訳明細書4	防腐防蟻処理剤のエコボロンPROは認定施工士による取り扱いが必須とされておりますが、工事内での新規認定取得と考えてよろしいでしょうか。ご指示願います。	施工時までに認定取得済みであれば可とする。
7	特記仕様書(7) 塗装工事②既存塗膜剥離	既存塗膜剥離についてへう等でケレンし、活膜表面はサンドペーパー目荒らしとし完全剥離は行わないと記載されておりますが、塗膜の状態によってケレンのみによる除去が困難な場合でも、剥離剤などは使用しない考えでよろしいでしょうか。ご指示願います。	剥離剤の使用については、木地および既存塗膜への影響が、ケレンのみの剥離より軽減されると認められる場合に限り、使用を検討する。